変更となる地区の届出対象規模

〇変更となる地区

	変更前	変更後
東新町地区	自然景観エリア	市街地景観エリア

〇市街地景観エリアの届出が必要となる規模

届出対象行為		届出が必要となる規模
建築物	①新築、増築、改築又は移転	延べ面積が 200 ㎡以上、又は、高さ 12.5
	②屋根や外壁を変更することとなる	m以上のもの
	修繕若しくは模様替え又は色彩の変	
	更で、変更する面積が変更を加える屋	
	根や外壁のそれぞれの総面積の1/	
	2を超えるもの	
工作物	①新設、増築、改築又は移転	築造面積が 200 ㎡以上、又は、高さ 12.5
	②外観を変更することとなる修繕若	m以上のもの
	しくは模様替え又は色彩の変更で、変	
	更する面積が、総面積の1/2を超え	
	るもの	